令和4年度緊急放送設備整備補助金交付要綱

(制定) 令和4年3月15日付3港経経第883号

(目的)

第1条 この要綱は、東京港において津波警報等による避難勧告が発せられた際に、港湾労働者等への情報伝達を滞りなく行うため、区による緊急放送設備の整備を促進するに当たり、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)及び東京都補助金等交付規則の施行について(昭和37年12月11日付37財主調発第20号)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 補助金の対象者等は別表1のとおりとする。

(対象期間)

第3条 補助金の対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(交付申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(別記第1号様式)及 び関係書類を東京都知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。
- 2 前項の申請書の提出期間は、前条の対象期間内とする。

(交付決定及び通知)

- 第5条 知事は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、東京都の予算の範囲内で補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により通知する。
- 2 知事は、前項の決定(以下「交付決定」という。)に、次の条件を附すものとする。
- (1) 申請の内容を変更するときは、知事の承認を受けること。
- (2)補助金給付の対象となる事業(以下「事業」という。)の全部又は一部を中止しようとするときは、知事の承認を受けること。
- (3) 事業に関する収支を明らかにした帳簿を事業の完了した日の属する東京都の会計 年度の終了後5年間保存すること。

(事業の変更等の承認申請)

- 第6条 交付決定の通知を受けた者(以下「事業者」という。)は、前条第2項第1号 及び第2号の承認を得ようとするときは、変更・中止承認申請書(別記第3号様式) を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その内容を適当と認めるときは、東京都の予算の範囲内でこれを承認し、変更・中止承認通知書(別記第4号様式)により通知する。

(実績報告)

第7条 事業者は、補助金に係る事業が完了した後、実績報告書(別記第5号様式)を

作成し、関係書類を添えて、令和5年4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書を審査し、その 内容を適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書(別 記第6号様式)により速やかに事業者に通知する。

(補助金の支払及び請求)

- 第9条 補助金の支払は、前条による補助金の額の確定後とする。
- 2 事業者は、補助金の支払を受けるため、前条による補助金の確定額通知を受けた後、 速やかに請求書(別記第7号様式)を知事に提出するものとする。

(決定の取消等)

- 第10条 知事は、補助金の交付の決定後、次の各号の一に該当すると認められる場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
 - (4) その他補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令若しくはこの要綱に基づく命令に違反したとき。

(調査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の補助金について適用する。

別表1

対象者	・ 江東区、大田区
対象事業	・ 東京港のふ頭内で避難勧告等の緊急情報の聴取が困難なエ
	リア(都の調査に基づき設定したもの)における緊急放送
	設備整備費用
	・ 区の仕様に応じた放送設備の整備費用を基準とする。
	・ 調査費・設計費等、関連する費用を含める。
補助金の額	都が費用の50%を補助する。